

# 第6回 被災者に対する国の支援の在り方に関する検討会 議事概要について

## 1. 検討会の概要

日時：平成26年5月23日（金）10：00～12：00

場所：合同庁舎第8号館3階 災害対策本部会議室

出席者：室崎座長、坂井、重川、新保、松原、林 各委員  
前川オブザーバ

日原統括官、佐々木審議官、尾崎参事官、田平企画官、山田補佐、  
石切山補佐、北村補佐

## 2. 議事概要

### 【検討課題1】関係

新潟県、兵庫県、京都府から、それぞれ被災者の生活再建等に関する取り組み状況について発表いただき、それに基づいて意見交換を行った。

### <主な意見等>

- 共済制度は共済に加入するということで自助の意識を芽生えさせることができるという点で、非常によいと感じている。全国的な広がりや、関西広域連合のような他地域との連携ということは想定されているのか。  
(重川委員)
  
- 全国都道府県に対する意向調査なども実施しているが、さまざまな課題がある中で、今すぐに取り組んでいくというような共通認識まではないのが現状である。また、関西地域などで地域を限定すると被災確率に差がありすぎて、負担を均等化することが難しいという課題もある。(松原委員)
  
- 共済は、一度大規模災害があると持たなくなるのではないかと危惧している。もし原資を超えた支払額が発生した場合にはどのように対応するのか。  
(林委員)

- 原資を超えた場合には、県の損失補償のもと金融機関から借り受けし、共済金負担金収入で返済することが基本フレームとなっている。なお、阪神・淡路大震災は被害を 1/2 としたうえで、過去 100 年の災害規模を勘案して制度設計している。(松原委員)
- 現状の制度設計では、巨大災害が発生したときに改めて加入する人がいるのかということが生じないとは限らないので、そうしたことがないように PR をしっかり行っていく必要がある。また、現在の制度設計では津波被害を十分に考慮していないので、今後、負担金の値上げがあるかもしれないが、制度の趣旨を生かしていくことが大切である。(室崎座長)
- 復興基金という仕組みは、ブロックグラントと呼ばれるもので非常に使いやすい内容であると思う。その場合、どのような災害の内容や災害規模であれば復興基金を設けることと考えるのか。また、中越地震では 3,000 億円、中越沖地震では 1,600 億円の基金を設置しているがその算定基準はどこにあるのか。さらに、あくまでも適切な利用が可能ということで自治体の位置づけがあるとするならば、原資を供給するのは国だけである必要はなく、ある程度基金の量を見せられれば、民間や義援金などを活用することはできないだろうか。(林委員)
- ブロックグラントとして利用できるというところにメリットを見いだしているため、必ずしも基金方式である必要はない。基金額については、阪神・淡路大震災を踏まえて決定したというようである。また、民間独自のファンドが設立するのはありがたいことであるが、複数のファンドが林立すると、全体としてどのように有効活用するのかという点が課題になると思う。(坂井委員)
- 新潟県からの資料にある「もの」(住宅被害等)に着目した全国一律の基準による支援だけでなく、「ひと」の生活に着目するという考え方は、非常に重要なポイントであろうと思う。(林委員)
- 生活再建支援法については、支援法制度が適用されなくても、結果的には公平に支援されるのではないかと感じている。それよりは、本日のお話しをお伺いすると、綾部市で災害救助法が適用されていないことの方が引がかかった。個人的には、切れ目ない支援という観点からも、災害救助法の適用が被災者生活再建支援法の適用の前提として考えるべきであるように思うがどうだろうか。(林委員)

○災害救助法の4号条件についての解釈は難しい。このとき、福知山市や舞鶴市は救助が必要とする差し迫った危険として、孤立集落が発生したということその適用根拠としたところである。(前川オブザーバ)

○兵庫県の共済程度について、加入率についてはどのように考えられているか。また、加入率による採算ラインのようなものはあるのか。(坂井委員)

○当面の目標は15%としたい。加入率は最近の水害の被災地や南海トラフの被害が想定されているような地域では高いが、都市部では低いという現状がある。なお、基本的には、加入者と支払い総額は比例しているため、加入率の採算ラインというのは特段ない。(松原委員)

#### 【検討課題2】関係

事務局より、災害に係る民間保険・共済の現状・課題等について説明を行い、その結果を踏まえて意見交換を行った。

#### <主な意見等>

○阪神・淡路大震災の時には、普及率も低く地震保険の役割は小さいと思っていたが、地震保険が非常に重要な位置づけにあるという認識である。  
(室崎座長)

○地震保険については、判定が甘い場合が多いと聞くが、そうした情報は表には出てこないことが多く、また、申し込みも煩雑であることが、普及率が伸びていかない理由ではないか。(重川委員)

○金銭の支払いに関しては、一般的に公平性を担保するための対応が必要であり、マイナンバーの利用が有効だろう。なお、本人確認情報のうち、生年月日は唯一変更できない情報であるので、取扱いに留意することが非常に重要である。(新保委員)

○保険はあくまでも投資であるので、保険がよい「投資」になっているかどうかということが、地震保険に対する「割高感」を考える上で重要なポイントではないか。県別加入率で見れば宮城県が高いのは、宮城県では災害が必ず発生するといわれているため、投資先としてリターンが大きいと考えられているのだろう。一方で、静岡や三重、徳島、高知などの各県では加入率が低く、これだけ南海トラフがくるといわれているにもかかわらず、投資対象と

して魅力を感じていないのではないかと感じた。

(林委員)

○地震保険については、新潟県でも国への施策要望を行っている。県では、地震保険の加入率が高まらない理由として、まず、火災保険の契約額の30～50%の範囲内となっていることがあると思われること、また、一部損壊で5%しか支給されないことが、全壊と半壊と比べて見劣りを感じるので、一部損壊と半壊との間にもう1段階あってはどうか、ということ踏まえた要望を提示している。なお、加入率の話であるが、新潟県の場合はJA共済を利用している割合が高く、全体で見ると全国が40%程度の加入率であり、新潟県が45%の加入率となっている。(坂井委員)

○次回以降も検討としたい。

(室崎座長)

※次回検討会は、6月27日(金)13時30分から開始

以上